

梅 塚 組 一般事業主行動計画

当社は下記の2点を行動計画とする。

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援する

計画期間：令和5年9月1日 ～ 令和8年8月31日まで
約3年間

内 容：①3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
②時間外・休日労働の削減のための措置の実施
[方策と実施時期]
令和5年7月1日～ 検討
令和5年9月1日 制度の周知と実施